2011 年 9 月 27 日

各位

MediciNova, Inc.
代表取締役社長兼 CEO
岩城　裕一
コード番号：　4875　大証 Jasdaq
問合わせ先：　東京事務所代表　副社長
岡島　正恒
電話番号：　03-3519-5010
E-mail：　info@medicinova.com

第三者割当による新株式発行(普通株式及び優先株式)に関するお知らせ

2011 年 9 月 26 日　米国　サンディエゴ発　-　メディシノバ（MediciNova, Inc.）（米国カリフォルニア州　サンディエゴ、代表取締役社長兼 CEO：岩城裕一）は、2011 年 9 月 12 日（米国太平洋夏時間）に成立した取締役会決議に基づき、本日、キッセイ薬品工業株式会社を引受先とする第三者割当による新株式発行を決定し、新株引受契約書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　増資の理由及び資金の使途等

当社のコア開発化合物 MN-221 は、2004 年に日本を除く全世界における開発及び販売についてキッセイ薬品工業株式会社（以下、キッセイ薬品）から独占的なライセンスを取得し、今日まで米国にて喘息の急性発作、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等を適応症とした臨床開発を行ってまいりました。

当社は、MN-221 の開発を推進し、早期に事業化することにより、事業基盤を強化することが必要であり、そのためには開発資金の調達が不可欠であります。今回の新株発行による調達資金は、当社のコア開発化合物である MN-221 の今後の喘息の急性発作及び COPD を適応症とした開発経費に充当します。当社は今回の資金調達により、現在進行している MN-221 の米国における臨床試験を推進し、開発スピードを更に上げることが可能となります。

また、本件の実施にあたり、当社は日米両市場における多様な資金調達手段を検討してまいりました。調達手段のうち公募増資に関しては、株価に対しての直接的な影響が大きいこと、新株予約権や新株予約権付社債に関しては、株式に転換されない限り資本が増強されないこと、また銀行借入れに関しては、低利率で多額な調達をすることは難しいことなどが課題として挙げられました。当社はこれらの諸要素を総合的に判断した結果、今後の事業の進捗において必要とさ

れる資金需要を充足するため、迅速且つ確実な手段としてキッセイ薬品への第三者割当による資金調達が現時点では最良の選択であると判断いたしました。

(※) 本プレスリリースにおいて便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き 1 米ドル＝76.64 円(2011 年 9 月 26 日現在の三菱東京 UFJ 銀行の対顧客外国為替相場仲値)により計算されております。

2. 増資の内容

当社が第三者割当による新株式(普通株式 80 万株、優先株式 22 万株)を発行し、キッセイ薬品が全株を引受けます。本件によりキッセイ薬品の当社に対する議決権割合は 4.97%(潜在株式未反映)となる予定です。

3.第三者割当による新株発行

(1) 増資の概要

＜普通株式＞

①払込期日	2011 年 10 月 13 日
②発行新株式数	800,000 株
③発行価額	1 株につき 2.5 米ドル（191.6 円）
④発行価額の総額	2,000,000 米ドル（153,280,000 円）
⑤資本組入額	1 株につき 0.001 米ドル(0.077 円)
⑥資本組入額の総額	800 米ドル（61,312 円）
⑦募集又は割当方法	第三者割当によりキッセイ薬品に全株式を割当てる

＜優先株式(シリーズ B 優先株式)＞

①払込期日	2011 年 10 月 13 日
②発行新株式数	220,000 株
③発行価額	1 株につき 25 米ドル（1,916 円）
④発行価額の総額	5,500,000 米ドル（421,520,000 円）
⑤資本組入額	1 株につき 0.01 米ドル(0.77 円)
⑥資本組入額の総額	2,200 米ドル（168,608 円）
⑦募集又は割当方法	第三者割当によりキッセイ薬品に全株式を割当てる
⑧優先株式の内容	優先株式 1 株につき普通株式 10 株に転換可能 転換請求期間　2011 年 10 月 13 日～ 議決権　無

キッセイ薬品との協議により、普通株式と議決権のない優先株式の組み合わせによる新株発行としております。なお、本優先株式は発行価格、議決権、転換条件等を考慮しても普通株に対し、

特段有利な内容でなく、既存株主、キッセイ薬品、当社の三者にとってデメリットのない普通株・優先株の組み合わせとなっております。

(2) 増資の目的及び理由

本第三者割当増資の目的については、「１．増資の理由及び資金の使途等」をご参照下さい。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

①調達する資金の額

払込金額の総額	7.5 百万米ドル（5.75 億円）
発行諸費用の概算	0.2 百万米ドル(主に弁護士費用)（0.15 億円）
差引手取概算額	7.3 百万米ドル（5.60 億円）

②調達する資金の具体的な使途

MN-221 の今後の喘息の急性発作及び COPD を適応症とした開発経費に充当

③調達する資金使途の合理性に関する考え方

上記差引手取概算額 7.3 百万米ドル（5.6 億円）は、当社のコア開発化合物 MN-221 の開発経費に充当することで企業価値の向上に繋がるものと考えており、合理性があるものと考えております。

④支出予定時期

2011 年 11 月より MN-221 の喘息の急性発作及び COPD を適応症とした開発経費に随時充当して参ります。

(4) 発行条件等の合理性

①払込金額の算定根拠及びその具体的内容

普通株式の払込金額は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の開設する市場であるＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）（以下「ＪＡＳＤＡＱ」といいます。）における、本第三者割当増資に係る価格決定日である 2011 年 9 月 26 日までの 3 ヵ月間の終値の単純平均値 1 株 192 円（小数点以下四捨五入）を同日の三菱東京 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場仲値 76.64 円で米ドル換算した 2.5 米ドル（小数点第二位四捨五入）とし、優先株式の払込金額はこれに普通株式への転換比率を乗じた 25 米ドルといたしました。同日の終値 164 円を算定基準として適用しなかったのは、当社株式の流動性が低く、少額の取引高でも株価が大きく変動しやすいことから、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として合理的であると判断したためです。3 ヵ月間の終値の平均値を基準といたしましたのは、当社を取り巻く事業環境、最近の株式市況、割当株式数等を総合的に勘案して決定いたしました。当該払込金額の基準とした金額である 192

円は、本第三者割当価格決定日である 2011 年 9 月 26 日までの 1 ヵ月間の終値の単純平均値 176 円（小数点以下四捨五入）に対して 9.09%（小数点第三位四捨五入）のプレミアム、同 6 ヵ月間の終値の単純平均値 196 円（小数点以下四捨五入）に対して 2.04%（小数点第三位四捨五入）のディスカウントとなっております。

本第三者割当増資に係る払込金額は、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」における乖離率に準拠しており、有利発行には該当せず、合理的なものと判断しております。

②発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する普通株式数は 800,000 株を予定しており、2011 年 8 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 15,327,615 株（自己株式数 41,909 株、総議決権数 15,285,706 個）に対して、総議決権数の 4.97%の割合で希薄化が生じることとなります。また、優先株式 220,000 株(普通株式転換後 2,200,000 株)の全てが転換した場合で、総議決権数の 16.41%の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本第三者割当増資による資金を元に、コア開発化合物である MN-221 の開発を強力に推進することが、今後の当社の企業価値の増大に寄与し、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと判断しております。以上の理由により、当社は、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

4.割当先の選定理由等

(1)割当先の概要

1. 名称	キッセイ薬品工業株式会社	
2. 所在地	長野県松本市芳野 19 番 48 号	
3. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　神澤陸雄	
4. 事業内容	医療用医薬品の製造販売	
5. 資本金の額	24,356 百万円	
6. 設立年月日	1946 年 8 月 9 日	
7. 発行済株式総数	56,911,185 株	
8. 決算期	3 月 31 日	
9. 従業員数	1,571 名	
10. 主要取引先	ｱﾙﾌﾚｯｻﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ(株)　(株)ｽｽﾞｹﾝ　(株)ﾒﾃﾞｨﾊﾟﾙﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ	
11. 主要取引銀行	みずほ銀行　八十二銀行　長野銀行　三菱 UFJ 信託銀行	
12. 大株主及び持株比率※1	第一生命保険株式会社（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	6.01%
	有限会社カンザワ	5.58%
	神澤　邦雄	4.75%
	株式会社八十二銀行（常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	4.69%
	株式会社みずほ銀行（常任	4.69%

	代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社)		
13. 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は2004年にキッセイ薬品工業からβ2作動薬（喘息急性発作・COPD及び切迫早産治療薬 MN-221)をライセンス導入しています。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
14. 最近３年間の財政状態及び経営成績（単位　百万円）			
決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	64,535	62,178	64,393
営業利益	6,393	6,584	6,463
経常利益	6,174	7,221	6,936
当期純利益	2,061	4,371	4,004
1株当たり当期純利益(円)	37.98	80.52	73.78
総資産	140,181	147,022	146,248
純資産	118,415	124,221	123,932
1株当たり純資産(円)	2,177.96	2,285.37	2,280.04
1株当たり配当金(単体)（円)	30.00	32.00	34.00

※1　2011年3月31日現在の状況です。

(2)割当先を選定した理由

MN-221はキッセイ薬品が創製した薬剤であり、当社は同社とのライセンス契約に基づき、日本を除く全世界における本剤の独占的開発・販売権の許諾を受けております（日本における権利はキッセイ薬品が保有)。本第三者割当は現在進行しているMN-221の臨床試験を推進し、開発スピードを更に上げるための増資であり、本剤の開発が進行することは、ライセンサーであるキッセイ薬品の利益(技術料収入等)にも繋がるためです。

(3)割当先の保有方針

当社は、割当予定先であるキッセイ薬品から、本第三者割当増資により発行される当社株式の保有方針について、長期的に保有する基本方針である旨の説明を受けております。なお、当社は、割当予定先が第三者割当増資の払込期日より2年以内に本第三者割当により発行される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨のキッセイ薬品の確約を得る予定であります。

(4)割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の平成23年3月期有価証券報告書及び平成24年3月期第1四半期に係る四半期報告書の四半期連結貸借対照表（平成23年6月30日時点）により、本第三者割当に係る払い込みに必要かつ充分な現預金を保有していることを確認しております。

(5)株券等の譲渡制限

第三者割当に係る普通株式及び優先株式は、米国において登録されないため、他の適用除外に該当しない限り、1933年米国証券法におけるルール144に基づき発行日から6ヵ月間日本及び米国において売却することができません。当該株式の売買はその他の米国の連邦証券法における制限に従います。

(6)その他重要な契約の有無

該当事項はありません。

5. 日程（特記してあるものを除き、米国太平洋夏時間）

2011 年 9 月 12 日　　取締役会決議
2011 年 9 月 25 日　　新株価格決定日
(日本時間 2011 年 9 月 26 日)
2011 年 9 月 26 日　　新株引受契約書締結
(日本時間 2011 年 9 月 27 日)
2011 年 10 月 13 日（日本時間）　　払込期日/新株券交付日

6. 増資後の大株主及び持株比率(議決権ベース)

増資前	増資後(転換前)	増資後(転換後)
エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・ファンド VI・エルピー 7.66%	エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・ファンド VI・エルピー 7.28%	キッセイ薬品工業株式会社 16.41%
ペンソン・フィナンシャル・サービス・インク／Ridge 5.58%	ペンソン・フィナンシャル・サービス・インク／Ridge 5.30%	エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・ファンド VI・エルピー 6.40%
イワキ・ファミリー・リミテッド・パートナーシップ 4.54%	キッセイ薬品工業株式会社 4.97%	ペンソン・フィナンシャル・サービス・インク／Ridge 4.67%
泉 辰男 3.73%	イワキ・ファミリー・リミテッド・パートナーシップ 4.31%	イワキ・ファミリー・リミテッド・パートナーシップ 3.80%
ナショナル・フィナンシャル・サービス 3.49%	泉 辰男 3.54%	泉 辰男 3.12%

(注)上記表は、当社株式を実質的に保有すると当社が認識している株主により保有される当社株式に関する情報です。また、増資前の持株比率(議決権ベース)は、2011 年 8 月 31 日現在において発行済みの当社株式の合計 15,327,615 株（自己株式数 41,909 株、総議決権数 15,285,706 個）に基づいて計算されており、増資後（転換前）の持株比率はこれに本増資により発行される普通株式 800,000 株分を加えた合計 16,085,706 個に基づいて、増資後（転換後）の持株比率はこれに本増資により発行される普通株式 800,000 株分及び優先株式の転換により発行されうる普通株式 2,200,000 株分を加えた 18,285,706 個に基づいて、計算されています。

7. 今後の見通し

本増資による業績への影響は、短期的には軽微なものと考えられます。中長期的な観点においては、MN-221 の臨床開発が推進されることにより当社の利益に資するものです。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近 3 年間の業績

単位　百万米ドル

決算期	2008 年 12 月期	2009 年 12 月期	2010 年 12 月期
営業収益	0	0	0
営業利益	△22.6	△21.2	△17.9
当期純利益	△21.9	△20.4	△20.2
1 株当たり当期純利益(米ドル)	△1.82	△1.68	△1.63
総資産	50.2	94.3	72.9
純資産	48.0	40.0	24.7
1 株当たり純資産(米ドル)	4.01	3.30	1.99

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式の状況(2011 年 8 月 31 日現在)

発行済株式数	15,327,615 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	6,015,298 株	39.2%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－ 株	－ %
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－ 株	－ %

(3) 最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

年間	2008年	2009年	2010年
始値	500円	207円	664円
高値	538円	871円	766円
安値	154円	162円	360円
終値	197円	701円	409円

② 最近 6 ヵ月の状況

月別	3月	４月	5月	6月	7月	8月
始値	299円	228円	196円	230円	278円	192円
高値	444円	230円	235円	239円	319円	202円
安値	227円	182円	181円	182円	190円	162円
終値	230円	195円	230円	239円	190円	181円

③第三者割当契約締結日前営業日における株価

	2011年9月26日
始値	162円
高値	166円
安値	156円
終値	164円

④最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・転換社債

発行期日	2009 年 12 月 18 日(米国太平洋標準時間)
調達資金の額	29,200,000 米ドル（差引手取概算額）
発行時における発行済株式数	12,172,510 株
当該発行に係る潜在株式数	4,330,000 株
現時点における転換状況	276,655 株(残高 0 米ドル　2011 年 6 月 18 日償還済)
発行時における当初の資金使途	MN-221 の開発経費に充当
発行時における支出予定時期	2010 年 1 月より随時
現時点における充当状況	当初の目的に従い随時充当

・Oxford Finance Corporation との融資契約と併せて発行したワラント

発行期日	2010 年 5 月 11 日(米国太平洋標準時間)
調達資金の額	0 米ドル
発行時における発行済株式数	12,428,686 株
当該発行に係る潜在株式数	198,020 株
現時点における行使状況	0 株(残高 198,020 株)
発行時における当初の資金使途	MN-221 の開発経費に充当
発行時における支出予定時期	2010 年 6 月より随時
現時点における充当状況	―

・公募増資(米国)

発行期日	2011 年 3 月 29 日(米国太平洋標準時間)
調達資金の額	7,900,000 米ドル（差引手取概算額）
発行時における発行済株式数	12,490,173 株
当該募集による発行株式数	2,800,666 株
当該募集後における発行株済株式数	15,290,839 株
発行時における当初の資金使途	MN-221 の開発経費に充当
発行時における支出予定時期	2011 年 4 月より随時
現時点における充当状況	当初の目的に従い随時充当

・上記公募増資(米国)と併せて発行したワラント

発行期日	2011 年 3 月 29 日(米国太平洋標準時間)
調達資金の額	0 米ドル
発行時における発行済株式数	12,490,173 株
当該発行に係る潜在株式数	2,800,666 株
現時点における行使状況	0 株(残高 2,800,666 株)
発行時における当初の資金使途	MN-221 の開発経費に充当
発行時における支出予定時期	2011 年 4 月より随時
現時点における充当状況	―

・新株時価発行販売契約(At-The-Market(ATM)Offering)(米国)

募集可能期間開始日	2011 年 5 月 6 日(米国太平洋標準時間)
調達資金の枠	15,000,000 米ドル
発行時における発行済株式数	15,325,491 株
当該発行に係る潜在株式数	未定
現時点における新株発行状況	0 株(残高 15,000,000 米ドル)
発行時における当初の資金使途	MN-221 の開発経費に充当
発行時における支出予定時期	201 年 6 月より随時
現時点における充当状況	―

普通株式の発行要項

①発行新株式数	800,000 株
②発行価額	1 株につき 2.5 米ドル（191.6 円）
③発行価額の総額	2,000,000 米ドル（153,280,000 円）
④資本組入額	1 株につき 0.001 米ドル(0.077 円)
⑤資本組入額の総額	800 米ドル（61,312 円）
⑥申込期日	2011 年 10 月 13 日
⑦払込期日	2011 年 10 月 13 日
⑧割当予定先	第三者割当によりキッセイ薬品に全株式を割当てる
⑨その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします

優先株式の発行要項

(1)　有価証券の種類及び銘柄

シリーズ B 優先株式

(2)　発行数

220,000 株

(3)　発行価格及び資本組入額

（ｉ）発行価格

1 株当たり 25 米ドル（1,916 円）

（ⅱ）資本組入額

1 株当たり 0.01 米ドル(0.77 円)

(4)　発行価額の総額及び資本組入額の総額

（ｉ）発行価額の総額

5,500,000 米ドル（421,520,000 円）

（ⅱ）資本組入額の総額

発行数に資本組入額を乗じた額

(5)　株式の内容

（ｉ）配当請求権

a.　普通株式について配当が支払われる場合、当社は、全発行済シリーズ B 優先株式について、（普通株式に転換されたものと仮定して）普通株式 1 株につき支払われた又は引き当てられた金額と同額の配当を支払います。

b.　(i)-a は、普通株式についてのみ支払われる配当には適用されません。かかる配当には、（ｖ)-f の規定が適用されます。

（ⅱ）議決権

a.　デラウェア州一般会社法又は第(ⅱ)-b により特に要求される場合を除き、シリーズ B 優先株式の保有者は、当社の株主による決議事項について議決権を有さず、また、株主に付議されずになされる会社の行為に対し同意・不同意を表明することはできません。デラウェア州一般会社法により要求される場合を除き、シリーズ B 優先株式は、かかる事項についての賛成数・同意数及び議決権を行使することができる株式の数・同意することができる株式の数の算定にあたっては考慮されません。

b.　以下の当社の行為については、発行済シリーズ B 優先株式の過半数の保有者の同意が必要です。

(a)　配当又は清算事由に伴う分配について、シリーズ B 優先株式と同等又はより上位の権利、優先権又は特権を有する種類又はシリーズの株式（当社のシリーズ A 参加型優先株式（以下「シリーズ A 優先株式」といいます。）を除きます。）を、再分類又はその他の方法により新たに創設すること。

(b)　定款の修正、変更又は（吸収合併、新設合併その他の事由による）破棄（指定証書の提出を含みます。）であって、発行済シリーズ B 優先株式の保有者に対して、その他の種類及びシリーズの当社の発行済株式とは異なる形で重大な悪

影響を及ぼすこととなるもの。

(ⅲ) 清算の権利

a. 任意か否かを問わず当社につき清算又は解散がなされる場合（以下「清算事由」といいます。)、シリーズ A 参加型優先株式の指定証書第 6(a)条に規定されるシリーズ A 優先株式の残余財産優先分配権を支払った後、適宜発行されるシリーズ優先株式の権利が毀損されないことを条件として、法的に株主に分配可能な当社の残余財産は、普通株式の保有者及びシリーズ B 優先株式の保有者の間で、各保有者が保有する普通株式の数又は各保有者が保有するシリーズ B 優先株式の転換により発行可能な普通株式の数に応じて、比例分配されます。

(ⅳ) 資産の譲渡又は買収に係る権利

a. 当社が買収又は資産の譲渡（それぞれこの(ⅳ)において定義されます。）の当事者である場合、シリーズ B 優先株式の各保有者は、その時点で保有するシリーズ B 優先株式のそれぞれにつき、上記(ⅲ)-a に従い清算事由が生じた場合に受領する権利を有する現金、有価証券又はその他の財産の額を、かかる買収又は資産の譲渡の収益から受領する権利を有します。シリーズ B 優先株式の保有者に支払われるべき額は、普通株式の保有者に対する支払と（普通株式に転換されたものと仮定して）同順位にて支払われます。

b. (ⅳ)において、(a)「買収」とは、1 社又は複数の当社の非関連会社との取引又は一連の関連取引であって、当該当事者が、当社又は当社若しくは存続会社の取締役会の過半数を選任する議決権を有する存続会社の株式資本を取得する取引（当社の株式の吸収合併、新設合併、売却又は譲渡によるかを問いません。）をいいます。但し、当社若しくは承継会社が現金を受領するか、当社の債務が取消若しくは転換されるか、又はその両方が生じるような真正なエクイティ・ファイナンスを主たる目的とした取引又は一連の取引は買収には含まれません。また、(ⅳ)条において、(b)「資産の譲渡」とは、連結ベースで当社の全て又は実質的に全ての資産につき、売却、賃貸借、譲渡その他の処分がなされる取引又は一連の関連取引をいいます。

c. 買収又は資産の譲渡において、受領する対価が有価証券又は現金以外のその他の財産である場合、その価額は、取締役会がその時点で誠実に定める公正市場価格とみなされます。

(ⅴ) 転換権

シリーズ B 優先株式の保有者は、シリーズ B 優先株式の普通株式への転換について、以下の権利及び制限を有する（以下「転換権」といいます。)。

a. 転換オプション

(ⅴ)に従い、シリーズ B 優先株式は、保有者の選択により何時でも、全額払込済かつ追加払込義務のない普通株式に転換することができます。シリーズ B 優先株式の保有者が転換に伴い受領する普通株式の数は、その時点で有効なシリーズ B 優先株式転換率（(ⅴ)-b に従い決定されます。）と転換されるシリーズ B 優先株式の株式数を乗じた値とします。

b. シリーズ B 優先株式転換率

シリーズ B 優先株式の転換について有効な転換率（以下「シリーズ B 優先株式転換率」といいます。）は、シリーズ B 優先株式の当初発行価格（以下に定義されます。）を(ⅴ)-c の規定に従い計算されるシリーズ B 優先株式転換価格で割った割合とします。シリーズ B 優先株式の「当初発行価格」は、1 株当たり 25.00 米ドルとする（シリーズ B 優先株式の指定証書の申請日以降、当該株式に係る株式分割、配当及び類似の項目について調整されます。)。

c.　シリーズ B 優先株式転換価格

シリーズ B 優先株式の当初転換価格は、1 株当たり 2.50 米ドルとする（以下「シリーズ B 優先株式転換価格」といいます。）。当初のシリーズ B 優先株式転換価格は、本(ｖ)に従い適宜調整されます。シリーズ B 優先株式の指定証書におけるシリーズ B 優先株式転換価格とは、このように調整されるシリーズ B 優先株式転換価格を意味します。

d.　転換の仕組み

(ｖ)に基づくシリーズB優先株式の普通株式への転換を希望するシリーズB優先株式の各保有者は、転換を希望するシリーズ B 優先株式に係る適式に裏書きされた株券を、当社又はシリーズ B 優先株式の名義書換代理人の事務所において引き渡し、当該事務所において、転換を希望する旨及び転換を希望するシリーズ B 優先株式の数を当社に対して書面にて通知します。その後、当社は、当該保有者が受領する権利を有する数の普通株式に係る株券を速やかに発行し、当該事務所において当該保有者に交付します。当社はまた、シリーズ B 優先株式の保有者に発行されるべき普通株式の端数株の価額を、（取締役会が定める転換日付の普通株式の公正市場価格により）現金で速やかに支払います。かかる転換は、転換されるシリーズ B 優先株式に係る株券が引き渡された日の営業終了時になされたものとみなされます。かかる転換により発行される普通株式を受領する権利を有する者は、転換されるシリーズ B 優先株式に係る株券を引き渡した日をもって、当該普通株式の名義保有者として取り扱われます。

e.　株式分割及び株式併合に係る調整

シリーズ B 優先株式の最初の株式が発行された日（以下「当初発行日」といいます。）以降（同日を含みます。）において、当社が発行済普通株式の分割を実施した場合、かかる分割の直前に有効であったシリーズ B 優先株式転換価格は比例して減額されます。逆に、当初発行日以降（同日を含みます。）において、当社が発行済普通株式をより少ない株式数に併合した場合、かかる併合の直前に有効であったシリーズ B 優先株式転換価格は比例して増額されます。ｖ-e 条に基づく調整は、分割又は併合の効力発生日の営業終了時をもって有効となります。

f.　普通株式配当及び分配に係る調整

当初発行日以降（同日を含みます。）において、当社が普通株式の保有者に対し、配当又はその他分配として普通株式を発行する場合、当該時点におけるシリーズ B 優先株式転換価格は、かかる発行と同時に、以下に定めるとおり減額されます。

(a)　シリーズ B 優先株式転換価格は、その時点におけるシリーズ B 優先株式転換価格に、以下の分数を乗じることで調整されます。

かかる発行の直前における普通株式の発行済株式総数を分子とし、かかる発行の直前における普通株式の発行済株式総数に、かかる配当又は分配の支払により発行される普通株式数を足した数を分母とする数

(b)　当社がかかる配当その他の分配を受領する普通株主を決定するために基準日を設ける場合、シリーズ B 優先株式転換価格は、かかる基準日の営業終了時点で決定され、普通株式数は、かかる基準日の営業終了の直前に計算されます。

(c)　上記基準日が設けられたものの、設定された基準日にかかる配当又は分配が完全にはなされなかった場合、シリーズ B 優先株式転換価格は、当該基準日の営業終了時点で適宜再計算され、以後シリーズ B 優先株式転換価格はかかる配当又は分配の状況に応じて、(ｖ)-f に基づき調整されます。

g.　再分類、交換、置換、組織再編又は合併による調整

当初発行日以降において、シリーズ B 優先株式の転換により発行される普通株

式が、同数又は異なる数の別種類の株式に変更される場合（資本再構成、再分類、合併その他の事由のいずれによるかを問いません。但し、(ⅳ)に定義する買収若しくは資産の譲渡又は(ⅴ)に別途定める株式分割若しくは株式併合若しくは株式配当による場合を除きます。)、シリーズ B 優先株式の各保有者は、資本再構成、再分類、合併その他の変更の直前においてその保有する全てのシリーズ B 優先株式を普通株式に転換したと仮定した場合に普通株主として受領し得る種類及び数の株式その他の有価証券及び財産に転換する権利を有します。なお、これらは全てシリーズ B 優先株式の指定証書による更なる調整、又はかかるその他の有価証券若しくは財産に係る更なる調整の対象となります。また、いずれの場合においても、(ⅴ)の規定（当該時点におけるシリーズ B 優先株式転換価格及びシリーズ B 優先株式の転換により発行される株式数の調整を含みます。）が当該事由発生後も適用され、できる限り権利内容が同等のものとなるようにするため、資本が再構成された後のシリーズ B 優先株式の保有者の権利に関する本(ⅴ)の規定の適用において適切な調整が行われます。

h. 調整に関する証明書

シリーズ B 優先株式の転換により発行される普通株式その他の有価証券の数に係るシリーズ B 優先株式転換価格の調整又は再調整が行われた場合、シリーズ B 優先株式が(ⅴ)に基づき転換されるときは、当社は自己の費用負担により、シリーズ B 優先株式の指定証書の規定に従ってかかる調整額又は再調整額を計算し、かつ、請求に応じてかかる調整額又は再調整額を示した証明書を作成し、これを第 1 種郵便及び料金前払いにて、かかる請求を行った各シリーズ B 優先株式名義保有者に対し、当社の株主簿に示される当該保有者の住所宛てに郵送します。かかる証明書送付の請求又は証明書提供の不履行は、当該調整に何ら影響を与えません。

i. 基準日の通知

(a)当社が配当その他の分配を受領し、又はその他の権利の付与を受けることができる保有者を決定するためにいずれかの種類の有価証券の保有者を記録する場合、又は(b)買収（(ⅳ)に定義します。）その他の資本再編、当社の株式資本の再分類若しくは資本再構成、当社による他の会社との合併、資産の譲渡（(ⅳ)に定義します。)、若しくは、清算若しくは解散（任意か否かを問いません。）がなされる場合、当社は、シリーズ B 優先株式の各保有者に対し、(x)基準日が設けられる場合には基準日の 10 日以上前までに、(y)基準日が設けられない場合には、かかる手続が実施される日の 10 日以上前までに、次の(A)乃至(D)の各事項を郵送により通知します（(x)及び(y)のいずれについても、発行済シリーズ B 優先株式の過半数の保有者により、かかる通知の時期を短縮することができます。)。

(A)かかる配当又は分配を受ける保有者を記録する日、及びかかる配当又は分配に関する説明

(B)かかる買収、組織再編、再分類、譲渡、合併、資産の譲渡、解散又は清算の効力発生予定日

(C)普通株式その他の有価証券の名義人がその保有する普通株式その他の有価証券をかかる買収、組織再編、再分類、譲渡、合併、資産の譲渡、解散又は清算により交付される有価証券その他の財産と交換することができる日（もしあれば）

(D)買収又は資産の譲渡の場合、(i)保有するシリーズ B 優先株式は普通株式に転換権は行使されず、(ii)全シリーズ A 優先株式及び全シリーズ B 優先株式が普通株式に転換されることを前提として、シリーズ B 優先株式一株につき保有者が購入者から受領する対価又は当社から保有者に分配される対価の（当社役員による署名付きの）通知

j.　端数株

シリーズ B 優先株式の転換に際し、普通株式の端数株は発行されません。転換により端数株が生じるか否かは、シリーズ B 優先株式の保有者による一株以上の転換に際して発行される普通株式（端数株を含みます。）の総数に基づき決定されます。かかる総数により、転換によって端数株が生じることとなった場合、当社は、端数株の発行の代わりに、かかる端数に転換日における普通株式一株当たりの公正市場価格（取締役会がこれを決定します。）を乗じた金額に相当する現金調整額を支払います。

k.　転換により発行可能な株式の留保

当社は、シリーズ B 優先株式の転換を実行することのみを目的として、その授権済未発行普通株式のうち、全発行済シリーズ B 優先株式の転換を実行するのに十分な数の普通株式数を随時留保し、利用可能とします。授権済未発行普通株式数が全発行済シリーズ B 優先株式の転換に不足する場合、当社は、授権済未発行普通株式をかかる目的に十分とされる株式数まで増加させるために必要な措置を講じます。

l.　通知

(ｖ)に基づく通知は、書面にて行われ、(a)通知を受ける当事者へ手交された時点、(b)電子メール若しくはファクシミリにて、通常営業時間内に送信される場合は送信された時点、及び通常営業時間外に送信される場合は翌営業日、(c)書留郵便若しくは配達証明付郵便にて受領通知付き及び料金前払いで送付される場合は 5 日後、又は(d)全国的に認識された翌日配達便にて翌日配達を指定し、受領証明付きで送付される場合は投函日の翌日に有効に送達されたものとみなされます。通知は全て、各名義保有者に対し、当社の株主簿に記載された当該保有者の住所宛てに行われます。

m.　納税

当社は、シリーズ B 優先株式の転換に際して発行又は交付される普通株式に関して政府によって課せられるあらゆる税金（所得に係る税を除きます。）その他の費用を支払います（但し、転換されるシリーズ B 優先株式の登録上の名義と異なる名義による普通株式の発行及び交付に係る譲渡に関して課せられる税金その他の費用を除きます。）。

（vi）償還請求権　シリーズ B 優先株式は、償還不能です。

(6)　申込期日／払込期日

2011 年 10 月 13 日

(7)　発行方法

第三者割当の方法により、キッセイ薬品工業株式会社に割り当てます。

【MN-221 とは】

MN-221 は、キッセイ薬品工業株式会社が創製した、高い選択性を有するβ2 アドレナリン・レセプター作動薬であり、当社は同社より日本を除く全世界における MN-221 の開発及び販売について独占的かつサブライセンス可能なライセンスを取得し、喘息の急性発作及び COPD を適応として開発を進めております。ライセンスにより取得したデータには、広範な前臨床試験データ及び臨床試験による安全性データが含まれており、生体内外における前臨床試験では、喘息の急性発作治療を目的とする他のβ2 アドレナリン・レセプター作動薬に比してより高い選択性が確認されております。MN-221 のβ1 アドレナリン・レセプター作動薬としての心臓に対する作用が限定的であることとともに、従来の選択性の低いβ2 アドレナリン・レセプター作動薬の問題点である心臓への刺激作用が低減される可能性があると考えられています。また、当社は、静注方法による MN-221 の開発をしておりますが、この投与方法の優れた点は、発作によって狭められた気道を経由せず、有効濃度の薬剤を経静脈的に速やかに肺に届けることができることです。当社は、数本のフェーズ 1 及びフェーズ 2a の臨床試験を完了し、現在は、喘息の急性発作患者を対象に、フェーズ 2b 臨床試験を実施中です。喘息患者を対象とした全ての臨床試験において、MN-221 の投与を受けた患者に FEV_1 の改善が見られ、また、救急施設における喘息の急性発作患者を対象としたフェーズ 2a 臨床試験において、現在の標準療法に加えて投与したところ、入院率が 45%減少しました。当社は、更に、安定期にある中等度から重度の COPD 患者を対象としたフェーズ 1b 臨床試験を先頃完了しましたが、同試験においても、FEV_1 の臨床的に有意な改善が認められ、安全性についても臨床的な有害事象はありませんでした。

メディシノバについて

メディシノバ（Medicinova, Inc.）は、日本内外の国際的製薬企業との提携により有望な低分子化合物を導入し、様々な疾患領域の新規医薬品の開発を主として米国で行う公開製薬企業です。当社のパイプラインには、喘息急性発作、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、多発性硬化症を始めとする神経疾患、神経因性疼痛、薬物依存、喘息、間質性膀胱炎、固形癌、全般性不安障害、切迫早産、尿失禁など、多様な疾患の治療を目的とする 6 つの臨床段階の化合物と、血栓症治療を目的とする 2 つの前臨床段階の化合物が揃っております。当社は、当面その戦略として、喘息急性発作及び COPD の治療薬 MN-221 と多発性硬化症及びその他の中枢神経系疾患治療薬 MN-166/AV411 との 2 つの優先的開発化合物に資源を集中して開発を進めていく予定です。MN-221 については、米国内で独自に開発を行い、一方 MN-166/AV411 については、開発に際して、戦略的な提携関係を構築することを考えております。また、他の製品候補につきましても、現金化を試みて参ります。当社詳細につきましては http://www.medicinova.jp をご覧下さい。当社の所在地はアメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市ラ・ホイヤ・ヴィレッジ・ドライブ 4350、スイート 950（電話 1-858-373-1500）です。

このプレスリリースには、1995 年米国民事証券訴訟改革法（The Private Securities Litigation Reform Act of 1995）に規定される意味での「将来の見通しに関する記述」が含まれている可能性があります。これらの記述には、製品候補の治療法としての新規性及び効能を実証する臨床試験に関する記述、既存または将来の臨床試験の計画や目的及び製品開発に関する計画または目的に関する記述などが含まれます。このような記述には、臨床試験の結果、現段階の臨床試験の結果が必ずしもその後の製品開発の行方を確定するものではないこと、将来の臨床試験のタイミング、費用、計画など、臨床試験、製品開発及び商品化に付随するリスクや不確定要素、FDA に対して書類を提出するタイミング、当社の戦略の失敗、第三者との提携構築、資金調達の可能性、知的財産権や契約上の権利を始めとして、当社が米国証券取引委員会に提出した届出書に記載されているものも含めたその他のリスクや不確定要素など、その多くは当社のコントロールが及ばないいくつもの前提、リスク、不確定要素の影響を受けるものであります。したがって、「将来の見通しに関する記述」はその時点における当社の状況を述べているにとどまり、実際の結果または成り行きは、必ずしも予想通りにはならない可能性があることにご留意下さい。また当社には、この記述に関して、情報の修正または更新を行う義務はありません。